

軽減税率制度に係る周知・広報の必要性

- 消費税率(国・地方)の円滑な引上げには、軽減税率制度の円滑な導入が不可欠であり、地方団体においては、課税主体として積極的な広報・周知が必要。
(参考) 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備を行うものとされている。(平成28年度税制改正法附則)

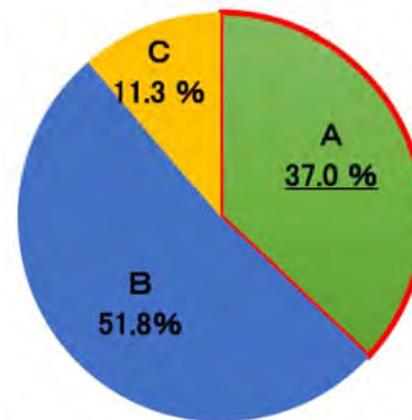
- 軽減税率制度は、対象品目の取扱い(販売)がなくても、仕入れや経費に対象品目が含まれば、区分経理等の対応が必要となるなど、全ての事業者に関係するもの。
現在の事業者の準備状況は右のとおり。

- これまでの国の取組
 - 事業者・消費者に対する広報・周知
(特に税務署経由・業界団体経由)
 - 事業者支援策の周知・実施
(レジ補助など)
- 今後とも、事業者や消費者への周知等、とりわけ、
 - ・ どの団体にも属しない小規模事業者・個人事業主
 などに対しての働きかけを徹底する必要。
⇒ 住民に身近な地方団体から、事業者等への働きかけが有効。

事業者の軽減税率制度の準備状況(30年9月現在)

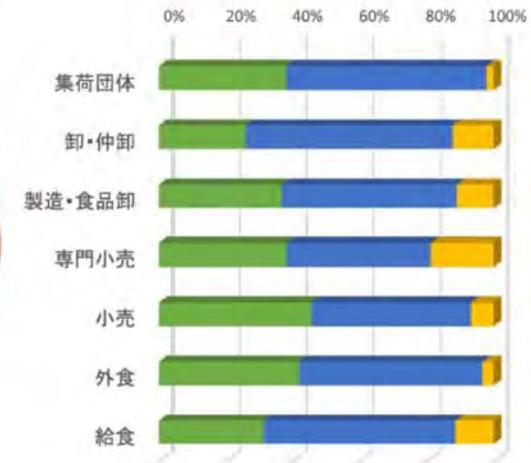
事業者の準備状況(全体)

n=3,020



事業者の準備状況(業種別)

n=3,020



A: 準備を始めている B: 具体的な準備を検討している C: 未定など

- 約37%の事業者が「準備を始めている」状況
- 約52%の事業者が「具体的な準備を検討している(※)」状況
- 約11%の事業者が「準備の予定が未定等」状況

(平成30年11月16日開催・第5回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議資料より抜粋)